

各 位

会 社 名 株式会社 U K C ホールディングス 代表者 代表取締役社長 栗田 伸樹 (コード:3156 東証第一部) 問合せ先 常務執行役員 I R 部部長 大澤 剛 (TEL.03-3491-6575)

商号の変更及び定款の一部変更を含む臨時株主総会の付議議案の決定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、商号の変更及び定款の一部変更を含む 2018 年 11 月 27 日開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)の付議議案を決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社と株式会社バイテックホールディングス(以下「バイテック」といい、当社と合わせて「両社」といいます。)は、2018 年 9 月 14 日付「株式会社UKCホールディングスと株式会社バイテックホールディングスの経営統合に関するお知らせ」(以下「2018 年 9 月 14 日公表」といいます。)にて公表のとおり、対等の精神に則り、両社の経営統合(以下「本経営統合」といいます。)を行うことを決定し、当社とバイテックは、当社を吸収合併存続会社、バイテックを吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本合併」といい、本合併後の当社を「統合持株会社」といいます。)を行う旨の両社の取締役会の決議を経て、同日付で吸収合併契約(以下「本吸収合併契約」といいます。)を締結し、また、当社及びバイテックの完全子会社であるバイテックグローバルエレクトロニクス株式会社(以下「VGEL」といいます。)は、本合併の効力発生を停止条件として、当社を吸収分割会社、VGELを吸収分割承継会社とする当社のデバイス事業の吸収分割(以下「本分割」といいます。)を行う旨の両社の取締役会の決議を経て、同日付で吸収分割契約(以下「本分割」といいます。)を締結しております。

I. 本臨時株主総会について

- 1. 本臨時株主総会の開催日時及び開催場所等
 - (1) 招集通知発送日 2018年11月12日(月曜日)
 - (2) 開催日時 2018年11月27日(火曜日)午前10時
 - (3) 開催場所 東京都港区高輪四丁目 10 番 30 号

品川プリンスホテル メインタワー 19階 ゴールド 19

2. 本臨時株主総会の付議議案

決議事項

第1号議案 吸収合併契約承認の件

第2号議案 吸収分割契約承認の件

第3号議案 定款一部変更の件

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く) 3名選任の件

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額改定の件

Ⅱ. 本臨時株主総会の付議議案の内容

第1号議案 吸収合併契約承認の件

当社とバイテックは、2019 年 4 月 1 日付の本経営統合に向けて、詳細な検討と協議を進めてまいりました。

その後、当社とバイテックは、本吸収合併契約を 2018 年 9 月 14 日付で締結いたしました。つきましては、本吸収合併契約の承認をお願いするものです。本合併を行う理由、本合併の内容その他の本議案に関する事項は次のとおりです。

なお、本合併の効力は2019年4月1日(予定)に生じます。

1. 吸収合併を行う理由

当社は、2009年10月の株式会社ユーエスシーと共信テクノソニック株式会社の共同株式移転による設立以降、ソニー製イメージセンサーに加え、タッチパネル並びに液晶パネル関連部材の取扱いを中心とする半導体及び電子部品事業、放送用カメラを始めとする業務用製品の取扱いを中心とする電子機器事業、NFC・FeliCa対応の非接触ICカード関連製品の取扱いを中心とするシステム機器事業を運営してまいりました。競争力のあるこれらの取扱い製品に、専門エンジニアリング組織によるきめ細かな技術サポート、EMS(電子機器受託製造サービス)、半導体・電子部品の信頼性試験や環境物質分析サービスを組み合わせることにより、お客様に満足いただけるソリューションを提供しております。中期的には、「利益を生み出す技術提案力の強化」による技術商社への飛躍を果たすべく、既存事業の再強化とともに、技術ベースのシステムソリューションやAI(人工知能)/IoT(モノのインターネット化)関連事業の基盤固めを行っており、高収益体質の確立と新規/成長分野への投資の本格的な開花により、企業価値の拡大を目指しております。

一方、バイテックは、1987年にソニー製半導体・電子部品を取り扱う特約店として創業し、その後、海外メーカーを中心とした製品ラインナップ(取扱い商材)・販路の拡充に取り組むとともに、積極的な業務・資本提携等を通じて業容の拡大に努め、調達事業及び新規分野として 2010年には環境エネルギー事業(発電・新電力・植物工場)にも参入して売上と利益の両面において大幅に伸長しております。また、2018年2月26日に公表しております「新中期経営計画」において、『世界・社会貢献・共創』のキーワードのもと、新たな事業展開による収益の拡大を目指し、構造改革を行い、高付加価値への転換を加速させながら成長と利益の創出に努め、エレクトロニクス価値共創企業の実現を目指して多様な展開を進めております。

近年、「市場の成熟化と新興企業参入による競争激化」、「AI/IoT 時代の幕開け」、「取引先様のニーズの多様化・高度化」、「資本市場からの経営効率・企業価値最大化の要請」、「業界大手メーカー等の経営再編・事業方針の変更・商流変更」といったキーワードで代表されるように、エレクトロニクス商社を取り巻く環境は大きく変化しています。そのような中で、今後の事業の継続的な成長・発展を実現するためには、業容及び領域・顧客の拡大、商材の拡充及びソリューション提案、技術開発サポート等の高付加価値ビジネス創出の取組みが不可欠となっております。両社は、エレクトロニクス商社の業界でリーダーシップを発揮していくためには、上記の取組みを行うとともに、他社とのアライアンスにより事業の規模及び収益を一層拡大、追求していくことが必要であるとの認識のもと、協議を行っておりました。その結果、当社が掲げる経営理念「エレクトロニクスの分野

で、技術とイノベーションにより新たな価値を創造し、社会の発展に貢献します」とバイテックが掲げる「『デバイスビジネス』と『環境エネルギービジネス』で豊かな生活と地球にやさしい未来を創造する」の間には親和性があり、両社のお取引先様、EMS事業、調達事業、電子機器事業、エンジニアリングサービス事業、海外展開においても相当の補完性が認められることから、両社の経営資源を相互に活用できる最適なパートナーの関係にあるとの共通認識を持つに至りました。より具体的には、事業シナジーが見込まれる両社が経営統合し、売上と利益の拡大を目指すとともに、統合による単なる効率化にとどまらず、独自性を活かしつつ両社の強みを更に融合発展させることによってお取引先様に対してより高付加価値サービスの提供を行うことが可能になるとの認識で一致し、また、環境エネルギー事業においても両社の経営資源を活かし、シナジーを追求できると判断し、対等の精神のもと、本経営統合を行うことで合意いたしました。

本合併に基づく本経営統合により、両社はお互いの歴史や企業文化を理解、尊重しつつ、各々が有する強みを活かすことにより、株主様、お取引先様、地域社会、従業員等に貢献できる企業となることを目指してまいります。

2. 本吸収合併契約の内容

当社とバイテックが2018年9月14日付で締結した本吸収合併契約の内容は、次のとおりです。

吸収合併契約書 (写)

株式会社UKCホールディングス(2019年4月1日付で「株式会社レスターホールディングス」に商号変更予定。以下、「甲」という。)及び株式会社バイテックホールディングス(以下、「乙」という。)は、甲及び乙の吸収合併に関し、2018年9月14日付(以下、「本契約締結日」という。)で、以下のとおり合意し、吸収合併契約(以下、「本契約」という。)を締結する。

第1条(本吸収合併)

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、吸収合併(以下、「本吸収合併」という。)を行う。

第2条(当事者の商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1)甲

商号:株式会社UKCホールディングス(2019年4月1日付で「株式会社レスターホールディングス」に商号変更予定。)

住所:東京都品川区大崎一丁目11番2号

(2) \angle

商号:株式会社バイテックホールディングス 住所:東京都品川区東品川三丁目6番5号

第3条(本吸収合併に際して交付する株式その他の金銭等に関する事項)

1. 甲は、本吸収合併に際して、本吸収合併の効力が生ずる時点の直前時における乙の株主(甲及び乙を除く。以下、「割当対象株主」という。)の所有する乙の普通株式の数に1(以下、「本合併比

率」という。)を乗じて得られる数の甲の普通株式を交付する。

- 2. 甲は、本吸収合併に際して、割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式の数(但し、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含む。以下同じ。)第785条の規定に基づき株式の買取りが請求された株式を除く。)に本合併比率を乗じて得た数の甲の普通株式を割り当てる。
- 3. 甲が前2項に従って乙の株主に交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理するものとする。

第4条 (甲の資本金等の額)

本吸収合併により甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しない。

第5条(効力発生日)

本吸収合併の効力発生日は、2019年4月1日とする。但し、本吸収合併の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙間で協議のうえ、合意によりこれを変更することができる。

第6条 (株主総会の承認)

- 1. 甲は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収合併に必要な事項に関する株主総会の決議を求めるものとする。
- 2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収合併に必要な事項に関する株主総会の決議を求めるものとする。

第7条 (剰余金の配当等)

甲及び乙は、以下の各号に規定するものを除き、本契約締結日後、本効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また本効力発生日以前の日を取得日とする自己株式の取得(適用法令等に従い株主の権利行使に応じて自己の株式の取得をしなければならない場合を除く。)の決議を行ってはならない。

- (1)甲は、(i) 2018年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり62.5円及び総額981,251,313円を限度として、(ii) 2019年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり37.5円及び総額588,750,788円を限度として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。
- (2) 乙は、(i) 2018 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1 株当たり 35 円及び総額 503,083,420 円を限度として、(ii) 2019 年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1 株当たり 35 円及び総額 503,083,420 円を限度として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。

第8条(本吸収合併の条件の変更又は解除)

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本吸収合併の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本吸収合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条(本契約の効力)

本契約は、(i) 効力発生日の前日までに、第6条に定める甲又は乙の株主総会において本契約につき承認が得られなかった場合、(ii) 効力発生日の前日までに、法令等(外国法を含む。)に定める本吸収合併の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られなかった場合、又は、(iii) 前条に従い本契約が解除された場合には、その効力を失う。

第10条(協議事項)

本契約に規定する事項の他、本吸収合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲及び乙間で協議の上これを定める。

上記合意の成立を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

2018年9月14日

甲:東京都品川区大崎一丁目 11番2号 株式会社UKCホールディングス 代表取締役社長 栗田 伸樹

乙:東京都品川区東品川三丁目6番5号 株式会社バイテックホールディングス 代表取締役会長兼社長 今野 邦廣

- 3. 会社法施行規則第191条各号に定める内容の概要
 - (1)会社法第749条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項(会社法施行規則第191条第1号)
 - ①本合併に際して交付する株式の数及びその株式の割当ての相当性に関する事項
 - イ. 本合併に係る割当ての内容

当社は、本合併に際して、本合併が効力を生じる時点の直前時のバイテックの株主様に対して、その保有するバイテックの株式1株につき当社の普通株式1株を割当て交付いたします。

	当社	バイテック
	(吸収合併存続会社)	(吸収合併消滅会社)
本合併に係る合併比率	1	1

- 注1. 当社が保有するバイテックの普通株式 1,100 株 (2018 年 9 月 30 日現在) 及びバイテックが保有する自己株式 2,635 株 (2018 年 9 月 30 日現在) については、本合併による株式の割当ては行いません。
- 注2. 当社は、本合併に際して、当社の普通株式 14,372,623 株 (予定)を、本合併が効力を 生じる時点の直前時のバイテックの株主様 (ただし、当社及びバイテック並びに本合 併に関して会社法第 785 条第1項に定める反対株主の株式買取請求権を行使した株主 様を除きます)に対して、割当て交付する予定です。また、当社が交付する株式につ いては、新規の株式発行を予定しており、当社は、保有する自己株式 3,704 株 (2018

年9月30日現在)を本合併による株式の割当てに充当いたしません。

- 注3. 本合併に伴い、当社の単元未満株式(100 株未満)を保有することになるバイテック の株主様は、当社の普通株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。 なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。
 - ※単元未満株式の買取制度(100株未満株式の売却)

会社法第 192 条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主様が、 当社に対してその保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる 制度です。

※単元未満株式の買増制度(100株への買増し)

会社法第194条第1項及び当社定款の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主様が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元(100 株)となる数の普通株式を当社から買い増すことができる制度です。なお、当社は、現時点ではかかる買増制度を採用しておりませんが、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、定款変更の効力が発生することを条件に、かかる買増制度を新設する予定です。

ロ. 本合併に係る割当ての内容の根拠等

(i) 割当ての内容の根拠及びその理由

本合併における合併比率の公正性を確保するため、各社がそれぞれ別個に独立した第三者算定機関に合併比率の算定を依頼することとし、当社は大和証券株式会社(以下「大和証券」といいます。)を、バイテックは株式会社プルータス・コンサルティング(以下「プルータス」といいます。)を、それぞれ第三者算定機関として選定いたしました。

当社及びバイテックは、それぞれ上記の第三者算定機関から提出を受けた合併比率の分析結果及び助言を慎重に検討し、また、各社において両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、これらを踏まえ両社間で真摯に交渉・協議を行いました。その結果、両社は、上記「3.(1)①イ.本合併に係る割当ての内容」の合併比率は妥当であり、それぞれの株主様の利益に資するものであると判断し、合意・決定しました。

なお、合併比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で 協議のうえ、変更することがあります。

(ii) 算定に関する事項

ア. 算定機関の名称及び当事会社との関係

大和証券及びプルータスはいずれも、当社及びバイテックから独立した第三者算定機関であり、当社及びバイテックの関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

イ. 算定の概要

大和証券は、合併比率の算定について、両社の普通株式が金融商品取引所に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカウンテッド・キャッシュフロー法(以下「DCF法」といいます。)を採用して算定を行いました。当社の普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の各手法における合併比率の算定結果は以下のとおりです。

採用手法	合併比率の算定結果
市場株価法	0.91~1.01
DCF法	0.71~1.16

市場株価法においては、2018年9月13日を算定基準日として、東京証券取引所における両社の算定基準日の終値、算定基準日までの1週間、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均株価並びに2018年5月30日(当社より「中期経営計画の策定に関するお知らせ」が公表された2018年5月29日の翌営業日)から算定基準日までの76営業日の終値単純平均株価を採用して算定しております。

DCF法においては、当社及びバイテックから提供を受けた 2019 年 3 月期から 2021 年 3 月期までの事業計画に基づき、当社及びバイテックが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社及びバイテックの企業価値及び株式価値を算定しております。

なお、バイテックが大和証券に対して提出したDCF法による算定の基礎となる事業計画においては、新中期経営計画の数値目標どおりであり、対前年度比較において大幅な増益となる事業年度が含まれています。これは、2019年3月期においては、調達事業の大幅な伸長とデバイス事業の粗利率の改善等により営業利益970百万円の増益(対2018年3月期比)、2020年3月期においては、植物工場事業の伸展等により営業利益1,500百万円の増益(対2019年3月期比)、2021年3月期においては、植物工場事業のなお一層の躍進、発電事業の伸長及び調達事業の継続的な拡大等により営業利益2,411百万円の増益(対2020年3月期比)を見込んでいるためです。

一方、当社の事業計画においては、対前年度比較において大幅な増減益となる事業年度 は含まれておりません。

また、DCF法の前提とした両社の事業計画には本経営統合によるシナジー効果は織り込んでおりません。

他方、プルータスは、合併比率の算定について、両社の普通株式が金融商品取引所に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法を採用して算定を行いました。

当社の普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の各手法における合併比率の算 定結果は以下のとおりです。

採用手法	合併比率の算定結果
市場株価法	0.912~1.026
DCF法	0.709~1.283

市場株価法においては、2018年9月13日を算定基準日として、東京証券取引所における両社の算定基準日の終値、算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均株価を採用して算定しております。

DCF法においては、当社及びバイテックから提供を受けた 2019 年 3 月期から 2021 年 3 月期までの事業計画に基づき、当社及びバイテックが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社及びバイテックの企業価値及び株式価値を算定しております。なお、バイテックがプルータスに対して提出したDCF法による算定の基礎となる事業計画においては、新中期経営計画の数値目標どおりであり、対前年度比較において大幅な増益となる事業年度が含まれています。これは、

2019 年3月期においては、調達事業の大幅な伸長とデバイス事業の粗利率の改善等により営業利益970百万円の増益(対2018年3月期比)、2020年3月期においては、植物工場事業の伸展等により営業利益1,500百万円の増益(対2019年3月期比)、2021年3月期においては、植物工場事業のなお一層の躍進、発電事業の伸長及び調達事業の継続的な拡大等により営業利益2,411百万円の増益(対2020年3月期比)を見込んでいるためです。

一方、当社の事業計画においては、対前年度比較において大幅な増減益となる事業年度は含まれておりません。

また、DCF法の前提とした両社の事業計画には本経営統合によるシナジー効果は織り込んでおりません。

(iii) 上場廃止となる見込み及びその事由

本合併により、バイテックの普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従って、2019年3月27日付で上場廃止(最終売買日は2019年3月26日)となる予定であります。上場廃止後は、バイテックの普通株式を東京証券取引所において取引することはできなくなりますが、バイテックの株主様に対しては、上記「3.(1)①イ.本合併に係る割当ての内容」のとおり、当社の普通株式が割当てられます。バイテックの普通株式が上場廃止となった後も、本合併の対価として交付される当社の普通株式は東京証券取引所に上場されているため、株式の保有数に応じて一部の株主様において単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式については、引き続き取引所市場において取引可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

本合併により、当社の単元未満株式を保有することとなる株主様においては、東京証券取引所において単元未満株式を売却することはできませんが、株主様のご希望により買取制度又は買増制度をご利用いただくことが可能であります。これらの取扱いの詳細については、上記「3.(1)①イ.の注3.」をご参照ください。なお、バイテックの株主様は、最終売買日である2019年3月26日(予定)までは、東京証券取引所において、その保有するバイテックの普通株式を従来どおり取引することができるほか、会社法その他関連法令に定める適法な権利を行使することができます。

(iv) 公正性を担保するための措置

ア. 第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、本合併における合併比率の公正性・妥当性を担保するため、第三者算定機関である大和証券から、2018年9月13日付で、本合併に係る合併比率算定書の提出を受けました。なお、当社は、大和証券から、本合併における合併比率が当社にとって財務的見地から公正又は妥当である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

バイテックは、本合併における合併比率の公正性・妥当性を担保するため、第三者算定機関であるプルータスから、2018年9月13日付で、本合併に係る合併比率算定書の提出を受けました。なお、バイテックは、プルータスから、本合併における合併比率がバイテックにとって財務的見地から公正又は妥当である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

イ. 外部の法律事務所からの助言

当社は当社の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、法務アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、当社の意思決定の方法及び過

程等に関する法的助言を受けております。なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、 当社及びバイテックとの間で重要な利害関係を有しません。

バイテックはバイテックの取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、 法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、バイテックの意思決定の方法 及び過程等に関する法的助言を受けております。なお、森・濱田松本法律事務所は、バイ テック及び当社との間で重要な利害関係を有しません。

(v) 利益相反を回避するための措置

本合併に際しては、当社とバイテックとの間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

②吸収合併存続会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本合併により、当社の資本金及び資本準備金の額は増加しません。この取扱いは当社の財務状況、資本政策その他の諸事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると考えております。

(2)会社法第749条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項(会社法施行規則第191条第2号)

該当事項はありません。

- (3) 吸収合併消滅会社について次に掲げる事項(会社法施行規則第191条第3号)
 - ①最終事業年度に係る計算書類等の内容

法令及び当社定款第 15 条の定めに基づき、当社 WEB サイト(http://www.ukcgroup.com/)に 掲載しておりますので、本招集ご通知及び株主総会参考書類には記載しておりません。

②最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況 に重要な影響を与える事象の内容

バイテックの連結子会社である株式会社バイテックベジタブルファクトリーは、2018 年4月 2日に、植物工場事業の新成長戦略の一環として、植物工場事業における各分野のパートナー企業に対する第三者割当による増資及びバイテックによる当該増資の引受けを行いました。その概要は、以下のとおりであります。

・発行株式数 : 500,000 株

・発行価額 : 1 株につき 10 千円

・発行価額の総額 : 5,000,000 千円

・主な割当先 : 株式会社バイテックホールディングス 304,000 株

キヤノン電子株式会社50,000 株菱熱工業株式会社50,000 株株式会社日本政策投資銀行20,000 株国分グループ本社株式会社10,000 株

(4)当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第191条第5号)

当社及びバイテックの完全子会社であるバイテックグローバルエレクトロニクス株式会社(以下「VGEL」といいます。)は、本合併の効力発生を停止条件として、当社を吸収分割会社、VG

E L を吸収分割承継会社とする当社のデバイス事業の吸収分割を行う旨の吸収分割契約を 2018 年 9月 14 日付で締結し、その効力は 2019 年 4月 1日に発生する予定です。

第2号議案 吸収分割契約承認の件

当社とバイテックの完全子会社であるVGELは、本合併の効力発生を停止条件として、本吸収分割契約を 2018 年 9 月 14 日付で締結いたしました。つきましては、本吸収分割契約の承認をお願いするものです。

本分割を行う理由、本分割の内容その他の本議案に関する事項は次のとおりです。

なお、本分割の効力は、第1号議案「吸収合併契約承認の件」が原案どおり承認可決され、本合併の効力が発生することを条件として、2019年4月1日(予定)に生じます。

1. 吸収分割を行う理由

当社及びバイテックのデバイス事業におけるシナジーの早期実現に向けて、本経営統合の一環として、当社のデバイス事業をVGELに統合するものであります。これにより当社は純粋持株会社となり、グループ戦略の企画・推進機能とガバナンス機能を司り、新たな企業価値の創出と更なる向上に取り組んでまいります。

2. 本吸収分割契約の内容

当社とVGELが2018年9月14日付で締結した本吸収分割契約の内容は、次のとおりです。

吸収分割契約書(写)

株式会社UKCホールディングス (2019 年4月1日付で「株式会社レスターホールディングス」に商号変更予定。以下、「甲」という。)及びバイテックグローバルエレクトロニクス株式会社 (2019 年4月1日付で「株式会社レスターエレクトロニクス」に商号変更予定。以下、「乙」という。)は、甲が第1条に定める事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割(以下、「本吸収分割」という。)に関し、2018年9月14日付(以下、「本契約締結日」という。)で、以下のとおり合意し、吸収分割契約(以下、「本契約」という。)を締結する。

第1条(本吸収分割)

本契約に定めるところに従い、甲は、吸収分割の方法により、甲の半導体及び電子部品事業(以下、「本件事業」という。)に関して有する別紙「承継対象権利義務明細表」記載の権利義務(以下、「承継対象権利義務」という。)を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条(当事者の商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1)甲

商号:株式会社UKCホールディングス (2019 年4月1日付で「株式会社レスターホールディングス」に商号変更予定。)

住所:東京都品川区大崎一丁目11番2号

(2) 乙

商号:バイテックグローバルエレクトロニクス株式会社(2019年4月1日付で「株式会社レ

スターエレクトロニクス」に商号変更予定。)

住所:東京都品川区北品川二丁目32番3号

第3条 (承継する権利義務に関する事項)

- 1. 乙は、本吸収分割により、甲から承継対象権利義務を効力発生日において承継する。
- 2. 前項の規定による債務の承継は、全て重畳的債務引受の方法による。但し、当該承継する債務 について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償するこ とができる。

第4条(本吸収分割に際して交付する株式その他の金銭等に関する事項)

乙は、本吸収分割に際し、乙が前条第1項に基づき承継する承継対象権利義務の対価を支払わない。

第5条(効力発生日等)

- 1. 本吸収分割の効力発生日は、2019年4月1日とする。但し、本吸収分割の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙間で協議の上、合意によりこれを変更することができる。
- 2. 本吸収分割は、甲と株式会社バイテックホールディングス(以下、「バイテックホールディングス」という。) との間の 2018 年 9 月 14 日付「吸収合併契約書」に基づく甲とバイテックホールディングスとの間の吸収合併の効力が生じることを停止条件として、その効力を生じるものとする。

第6条 (乙の資本金等の額)

本吸収分割により乙の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しない。

第7条 (株主総会の承認)

- 1. 甲は、効力発生日の前日までに、本契約及び本吸収分割に必要な事項に関する株主総会の決議を求めるものとする。
- 2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約及び本吸収分割に必要な事項につき、株主総会の承認 (会社法第 319 条第 1 項の規定により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。)を得るものとする。

第8条(競業避止義務)

甲は、効力発生日後も、別途合意する場合を除き、乙に対し、本件事業に関して競業避止義務を 負わない。

第9条(本吸収分割の条件の変更又は解除)

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合、本契約の目的の達成が著しく困難となった場合その他本契約の内容を変更又は解除する必要が生じた場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条(本契約の効力)

本契約は、(i) 効力発生日の前日までに、第7条に定める甲又は乙の株主総会における承認を得られなかった場合、(ii) 効力発生日の前日までに、法令等(外国法を含む。)に定める本吸収分割の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られなかった場合、又は、(iii) 前条に従い本契約が解除された場合には、その効力を失う。

第11条(協議事項)

本契約に規定する事項の他、本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲及び乙間で協議の上これを定める。

上記合意の成立を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

2018年9月14日

甲:東京都品川区大崎一丁目 11 番 2 号 株式会社UKCホールディングス 代表取締役社長 栗田 伸樹

乙:東京都品川区北品川二丁目 32番3号 バイテックグローバルエレクトロニクス株式会社 代表取締役社長 今野 邦廣

吸収分割契約書 別紙

承継対象権利義務明細表

効力発生日において、乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、下記のとおりとする。なお、乙が甲から承継する資産及び債務については、甲の2018年6月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

記

1. 資産

本件事業に属する流動資産(甲が有する現預金を含む。)及び固定資産の一切。但し、別途甲及び 乙間で合意したものを除く。

2. 債務

本件事業に属する流動負債及び固定負債の一切。但し、租税債務及び法令上等の理由により承継できない債務並びに別途甲及び乙間で合意したものを除く。

3. 契約(雇用契約を除く)

本件事業に関して、甲が締結又は過去に承継した一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。但し、別途甲及び乙間で合意したものを除く。なお、雇用契約は、下記4のとおりとする。

4. 雇用契約

効力発生日における甲の本件事業に従事する全ての従業員との間で締結された労働契約上の地位 及びこれに基づく一切の権利義務。但し、会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律(平成 12年法律第103号)第5条第1項に基づき異議を述べた従業員(もしいれば)並びに効力発生日の 前日までに、甲、乙及び当該従業員が別途の取扱いに同意した場合の当該従業員は除く。

5. 許認可等

効力発生日において本件事業に関して甲が保有する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令等に基づき承継可能なもの。但し、甲が引き続き保有する必要のあるものであって別途甲及び乙間で合意したものを除く。

6. 知的財産権

本件事業に属する一切の知的財産権。但し、別途甲及び乙間で合意したものを除く。

7. その他

その他甲及び乙が別途合意したもの。

以上

- 3. 会社法施行規則第 183 条各号に定める内容の概要
 - (1)会社法第 758 条第4号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項 (会社法施行規則第 183条第1号)

本分割は本合併の効力発生を条件としているため、本分割がその効力を生じる直前時点において、 VGELが当社の完全子会社となることを前提としております。従いまして、本分割に際してVG ELは当社の完全子会社となることから、VGELは本分割に際して株式その他金銭等の割当ては 行いません。なお、本分割に伴う当社の資本金及び資本準備金の増減はありません。

(2)会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項(会社法施行規則第183条第3号)

該当事項はありません。

- (3)吸収分割承継会社について次に掲げる事項(会社法施行規則第183条第4号)
 - ①最終事業年度に係る計算書類等の内容

法令及び当社定款第 15 条の定めに基づき、当社 WEB サイト (http://www.ukcgroup.com/) に 掲載しておりますので、本招集ご通知及び株主総会参考書類には記載しておりません。

②最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況 に重要な影響を与える事象の内容 該当事項はありません。

(4)当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の 状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第183条第5号)

当社及びVGELの親会社であるバイテックは、当社を吸収合併存続会社、バイテックを吸収合併消滅会社とする吸収合併に関する吸収合併契約を 2018 年 9 月 14 日付で締結し、その効力は 2019 年 4 月 1 日に発生する予定です。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

第1号議案「吸収合併契約承認の件」が承認可決されることを前提として、2019年4月1日に予定しております本合併に伴い、当社現行定款のうち、商号、目的、単元未満株式についての権利及び取締役に関する規定等の変更並びに単元未満株式の買増しに関する規定の新設を行うものです。

なお、かかる定款一部変更の効力は、第1号議案「吸収合併契約承認の件」が原案どおり承認可決され、本合併の効力が発生することを条件として、その効力発生日(2019年4月1日予定)に生じます。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(注)下線は変更部分を示します。

現 行 定 款 変 更 案 (商 号) (商 号) 第1条 当会社は、株式会社UKCホールディ 第1条 当会社は、株式会社レスターホールデ ングスと称し、英文では、UKC Holdings ィングスと称し、英文では、Restar Corporation と表示する。 Holdings Corporation と表示する。 (目 的) (目 的) 第2条 当会社は、次の事業を営むこと、なら 第2条 当会社は、次の事業を営むこと、なら びに次の事業を営む会社およびこれに びに次の事業を営む会社およびこれに 相当する事業を営む外国会社の株式ま 相当する事業を営む外国会社の株式ま たは持分を保有することにより、当該会 たは持分を保有することにより、当該会 社の事業活動を支配または管理するこ 社の事業活動を支配または管理するこ とを目的とする。 とを目的とする。 (1)電子機器の製造および販売 (1)エレクトロニクスに関連す る部品、原材料、副資材および 機器の販売、開発、製造、輸出 入およびメンテナンス業務 (2) 電子部品の開発、販売およ (2) 前号に関連する利用技術の び輸出入 開発および輸出入 前2号に関連する装置の製 (削除) (3)

現行定款

造販売および輸出入

- (4) <u>前3号に関連する利用技術</u> の開発および輸出入
- (5) 電子部品の各種試験および 化学分析の受託
- (6) 家庭用電気製品に組み込む ソフトウエアの開発、設計およ び販売
- <u>(7)</u> コンピュータソフトウエア の開発、設計および販売
- (8) 情報システムおよびインタ ーネットを利用する通信ネッ トワークの企画、設計、運用に 関する受託
- (9) 映像・音響・情報通信機器 ならびにこれらに関連する付 属品の古物の販売
- (10) 映像・音響・情報通信機器 ならびにこれらに関連する付 属品のレンタル業

(新設)

(新設)

- (11) 古紙、ダンボール等紙製品 のリサイクル、ならびにそれら を利用した商品の開発・製造・ 販売およびリース
- (12) 梱包用具の開発・製造・販売ならびにリサイクルおよびリース
- (13) 環境に関するコンサルタント業務
- (14) 貨物輸送取扱事業

変 更 案

(削除)

- <u>(3)</u> 電子部品の各種試験および 化学分析の受託
- (4) 家庭用電気製品に組み込む ソフトウエアの開発、設計およ び販売
- <u>(5)</u> コンピュータ<u>ー</u>ソフトウエ アの開発、<u>作成、</u>販売<u>および輸</u> 出入業務
- (6) 情報システムおよびインタ ーネットを利用する通信ネッ トワークの企画、設計、運用に 関する受託
- (7) 映像・音響・情報通信<u>・計</u> <u>測</u>機器ならびにこれらに関連 する付属品の古物の販売
- (8) 映像・音響・情報通信<u>・計</u><u>測</u>機器ならびにこれらに関連 する付属品のレンタル業
- (9) 環境エネルギー分野におけるコンサルティングおよび商品・サービスの提供および管理業務
- (10) 発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給、販売および保守管理等に関する業務
- (11) <u>農業の経営、農産物の生産、</u> 管理、加工および販売(農業生 産法人)
- (12) <u>インターネットを利用した</u> 情報提供、商取引およびその代 行業務
- (13) <u>物流センターの管理、運営</u> および物流情報の収集処理業 <u>務</u>
- (14) 貨物輸送取扱事業

現行定款	変更案
(15) 労働者派遣事業	(15) 労働者派遣事業
(新設)	<u>(16)</u> 中古品の買取り販売(古物
	商業)
<u>(16)</u> 前各号に付帯する一切の業	<u>(17)</u> 前各号に付帯する一切の業
務	務
第3条~第8条(条文省略)	第3条~第8条(現行どおり)
(光二十进州十)。 (八八八九年刊)	(光一十)神経十)とのいての佐山)
(単元未満株式についての権利)	(単元未満株式についての権利)
第9条 当会社の株主は、その有する単元未満	第9条 当会社の株主は、その有する単元未満 株式について、本に担ばる特別以外の特
株式について、次に掲げる権利以外の権	株式について、次に掲げる権利以外の権
利を行使することができない。	利を行使することができない。
(1) 会社法第 189 条第 2 項各号	(1) 会社法第 189 条第 2 項各号
に掲げる権利 (2) 今れが共常は60名第1項の担	に掲げる権利 (8) 会社は第156条第1項の担
(2) 会社法第 166 条第 1 項の規	(2) 会社法第 166 条第 1 項の規
定による請求をする権利	定による請求をする権利
(3) 株主の有する株式数に応じて草焦性土の制化でおよび草	(3) 株主の有する株式数に応じて豊佳地士の割火でおりて
て募集株式の割当ておよび募集を批るの割りておいる。	て募集株式の割当ておよび募集を批る約4年の割りても乗り
集新株予約権の割当てを受け	集新株予約権の割当てを受け
る権利 (新設)	る権利
(**/ fi\(\frac{1}{2}\)	<u>(4)</u> <u>次条に定める請求をする権</u> 利
	<u>^+'l</u>
(新設)	 (単元未満株式の買増し)
	第 10 条 当会社の株主は、株式取扱規程に定め
	るところにより、その有する単元未満株
	式の数と併せて単元株式数となる数の
	株式を売り渡すことを請求することが
	<u>できる。</u>
第 10 条~第 13 条(条文省略)	 第 11 条~第 14 条(現行どおり)
另 <u>10</u> 宋 (宋 文 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	第 <u>11</u> 朱~第 <u>14</u> 朱(先1] こわり)
(招集権者および議長)	(招集権者および議長)
第 14条 株主総会は、 <u>取締役社長がこれを</u> 招集	第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある
<u>し、議長となる</u> 。	場合を除き、あらかじめ取締役会の定め
	<u>る取締役が招集する</u> 。
2 取締役 <u>社長</u> に事故があるときは、取締	2 株主総会の議長は、あらかじめ取締役
役会においてあらかじめ定めた順序に	会が定める取締役がこれにあたる。ただ

<u>従い、他の取締役が株主総会を招集し、</u>

議長となる。

<u>し、当該</u>取締役に事故があるときは、<u>あ</u>

らかじめ取締役会の定めた順序にした

<u>が</u>い、他の<u>者がこれにあたる</u>。

第 15 条~第 17 条 (条文省略)

(員 数)

- 第 <u>18</u>条 当会社の取締役(監査等委員であるものを除く。) は、10 名以内とする。
 - 3 当会社の監査等委員である取締役は、
 5名以内とする。

第 19 条~第 20 条 (条文省略)

(代表取締役および役付取締役)

- 第<u>21</u>条 取締役会は、その決議によって取締役 (監査等委員である取締役を除く。)の 中から代表取締役を選定する。
 - 2 取締役会は、その決議によって取締役 (監査等委員である取締役を除く。)の 中から、取締役会長、<u>取締役副会長、取</u> <u>締役社長各1名</u>、取締役副社長、専務取 締役、常務取締役、取締役相談役各若干 名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第<u>22</u>条 取締役会は、法令に別段の定めがある 場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集 し、議長となる。
 - 2 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第 23 条~第 37 条 (条文省略)

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

1 当会社は、<u>第9回定時株主総会終結前の行為</u> に関する会社法第 423 条第1項所定の監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任 を、法令の限度において、取締役会の決議によ

第16条~第18条(現行どおり)

(員 数)

- 第<u>19</u>条 当会社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、10名以内とする。
 - 2 当会社の監査等委員である取締役は、 10名以内とする。

第20条~第21条(現行どおり)

(代表取締役および役付取締役)

- 第<u>22</u>条 取締役会は、その決議によって取締役 (監査等委員である取締役を除く。)の 中から代表取締役を選定する。
 - 2 取締役会は、その決議によって取締役 (監査等委員である取締役を除く。)の 中から、取締役会長、<u>取締役社長各1名、</u> <u>取締役副会長</u>、取締役副社長、専務取締 役、常務取締役、取締役相談役各若干名 を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第<u>23</u>条 取締役会は、法令に別段の定めがある 場合を除き、<u>あらかじめ取締役会の定め</u> <u>る取締役</u>がこれを招集し、議長となる。
 - 2 <u>前項で定める当該取締役に</u>事故があるときは、取締役会においてあらかじめ 定めた順序に従い、他の取締役が取締役 会を招集し、議長となる。

第24条~第38条(現行どおり)

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

1 当会社は、<u>会社法第 423 条第 1 項所定の監査</u> 役(監査役であった者(当会社を吸収合併存続 会社、株式会社バイテックホールディングスを 吸収合併消滅会社とする吸収合併の効力発生前

現 行 定 款	変 更 案
って免除することができる。	において、当該吸収合併消滅会社の監査役であ
	<u>った者を含む。)を含む。)</u> の損害賠償責任を、
	法令の限度において、取締役会の決議によって
	免除することができる。
2 (条文省略)	2 (現行どおり)

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く) 3名選任の件

第1号議案「吸収合併契約承認の件」が承認可決されることを前提として、2019 年4月1日に予定しております本合併に伴い、新たに就任することとなる取締役(監査等委員である取締役を除く)3 名の選任をお願いするものです。

なお、各取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者の選任の効力は、第1号議案「吸収合併契約承認の件」が原案どおり承認可決され、本合併の効力が発生することを条件として、その効力発生日(2019年4月1日予定)に生じます。

本議案につきましては、監査等委員会により妥当である旨の意見をいただいております。

取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者は、次のとおりです。

氏 名	今野	
生 年 月 日	1940年7月15日生	
所 有 株 式 数	0株	
略歴、地位及び担当	1987年4月 (株) バイテック(現(株) バイテックホールディングス)	
	設立	
	代表取締役社長就任	
	1996年11月 同社取締役相談役就任	
	2003年6月 同社特別顧問就任	
	2012年6月 同社代表取締役会長就任	
	2013年4月 同社代表取締役会長兼社長就任(現任)	
	2018年1月 バイテックグローバルエレクトロニクス(株)	
	代表取締役社長就任(現任)	
	2018年4月 (株) バイテックベジタブルファクトリー	
	代表取締役会長就任	
	2018年8月 (株) バイテックベジタブルファクトリー	
	取締役会長就任 (現任)	
重要な兼職の状況	重要な兼職はありません。	
選任の理由	長年にわたりエレクトロニクス業界に従事し、(株)バイテックホールディング	
	ス代表取締役会長兼社長として豊富な経営者としての経験を有しており、同社と	
	の経営統合後も当社グループの取締役として職務を適切に遂行できるものと判	
	断したためです。	
候補者と当社との	特別の利害関係はありません。	
特別の		
利 害 関 係		

氏 名	原田 宜		
生 年 月 日	1962年11月20日生		
所 有 株 式 数	0株		
略歴、地位及び担当	1986年4月 パナソニック (株) 入社		
	2013年1月 (株) バイテック (現(株) バイテックホールディングス)		
	入社		
	2014年4月 同社執行役員就任		
	2014年10月 バイテックシステムエンジニアリング(株)(現VSE(株))		
	代表取締役社長		
	2015年10月 バイテックグローバルエレクトロニクス (株) 取締役就任		
	2016年6月 (株) バイテックホールディングス取締役就任(現任)		
	2017年2月 バイテックグリーンエナジー(株)代表取締役社長就任(現		
	任)		
	(株) バイテックベジタブルファクトリー		
	代表取締役社長就任(現任)		
重要な兼職の状況	重要な兼職はありません。		
選任の理由	長年にわたりエレクトロニクス業界に従事しているほか、当社グループの新たな		
	セグメントとなる環境事業について、(株) バイテックホールディングスの取締		
	役として豊富なマネジメント経験と幅広い知見を有しており、同社との経営統合		
	後も当社グループの取締役として職務を適切に遂行できるものと判断したため		
	です。		
候補者と当社との	特別の利害関係はありません。		
特 別 の			
利 害 関 係			

氏 名	稲葉 俊彦	
生 年 月 日	1954年5月6日生	
所 有 株 式 数	0株	
略歴、地位及び担当	1982年1月 ソニー (株) 入社	
	2009年10月 (株)バイテック(現(株)バイテックホールディングス)	
	入社	
	2010年4月 同社執行役員就任	
	2012年4月 同社執行役員常務就任	
	2015年4月 同社執行役員就任	
	2017年4月 同社執行役員常務就任	
	2018年6月 同社執行役員専務就任(現任)	
重要な兼職の状況	重要な兼職はありません。	
選任の理由	エレクトロニクス企業において、経営管理に係る要職を歴任し、豊富な経験と見	

				識を有する候補者が経営に参画することが、当社グループの経営戦略・スタッフ
				戦略の強化に資すると判断したためです。
候補	育者と	当社。	との	特別の利害関係はありません。
特	另	ij	0)	
利	害	関	係	

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「吸収合併契約承認の件」及び第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されること を前提として、2019年4月1日に予定しております本合併に伴い、新たに就任することとなる監査等 委員である取締役3名の選任をお願いするものです。

なお、各監査等委員である取締役候補者の選任の効力は、第1号議案「吸収合併契約承認の件」及 び第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、本合併及び定款変更の効力が発生す ることを条件として、それらの効力発生日(2019年4月1日予定)に生じます。

本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

氏 名	成瀬 達一	
生 年 月 日	1951年11月20日生	
所 有 株 式 数	O株	
略歴、地位及び担当	1987年4月 (株) バイテック(現(株)バイテックホールディングス)	
	入社	
	1996年6月 同社取締役就任	
	2010年4月 同社顧問就任	
	2012年4月 同社執行役員就任	
	2015年6月 同社取締役就任	
	2017年4月 同社常務取締役	
	同社スタッフグループ統括就任(現任)	
重要な兼職の状況	重要な兼職はありません。	
選任の理由	長年にわたりエレクトロニクス業界に従事し、(株) バイテックホールディング	
	ス常務取締役として財務の責任者及びスタッフを統括する立場にあり、豊富な経	
	験と見識を活かし、客観的な見地から有益な意見が期待できるとともに、経営を	
	監督・監査する役割を担っていただけるものと判断したためです。	
候補者と当社との	特別の利害関係はありません。	
特別の		
利 害 関 係		

氏 名	松山遙
生 年 月 日	1967年8月22日生
所 有 株 式 数	0株
略歴、地位及び担当	1995年4月 東京地方裁判所判事補任官
	2000年7月 日比谷パーク法律事務所入所
	2002年1月 同所パートナー就任(現任)
	2012年6月 (株) バイテック (現(株) バイテックホールディングス)

	社外監査役就任	
	2013年6月 (株) T&D ホールディングス社外取締役就任(現任)	
	2014年6月 三井物産(株)社外監査役就任(現任)	
	(株)三菱 UFJ フィナンシャル・グループ	
	社外取締役就任 (現任)	
	2015 年 6 月 (株) バイテック(現(株)バイテックホールディングス)	
	社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任)	
重要な兼職の状況	日比谷パーク法律事務所弁護士	
	(株) T&D ホールディングス社外取締役	
	三井物産(株)社外監査役	
	(株)三菱 UFJ フィナンシャル・グループ社外取締役	
選任の理由	弁護士として専門知識・経験等を有し、客観的な見地から適切なアドバイスが期	
	待できるとともに、当社のコーポレートガバナンスの一層の強化につながるもの	
	と判断したためです。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で直接	
	会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社	
	外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。	
候補者と当社との 特別の利害関係はありません。		
特別の		
利 害 関 係		

氏 名	手塚 仙夫
生 年 月 日	1948年1月9日生
所 有 株 式 数	0株
略歴、地位及び担当	1972年3月 等松・青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入所
	1974年4月 公認会計士登録
	1992年7月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ)
	代表社員就任
	2013年6月 有限責任監査法人トーマツ退所
	2015年6月 (株) バイテック(現(株) バイテックホールディングス)
	社外取締役(監査等委員)就任(現任)
	2016年6月 (株) ヤクルト本社社外監査役就任(現任)
重要な兼職の状況	(株)ヤクルト本社社外監査役
選任の理由	公認会計士として専門知識・経験等を有し、客観的な見地から適切なアドバイス
	が期待できるとともに、当社のコーポレートガバナンスの一層の強化につながる
	ものと判断したためです。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で
	直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員であ
	る社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しており
	ます。
候補者と当社との	特別の利害関係はありません。
特別の	
利 害 関 係	

- (注) 1. 松山遙及び手塚仙夫の各氏は、社外取締役候補者です。
 - 2. 成瀬達一、松山遙及び手塚仙夫の各氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は 同氏らとの間で、会社法第 427 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責 任の限度額を同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する 予定です。
 - 3. 松山遙及び手塚仙夫の各氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏らを、独立役員として東京証券取引所に届け出る予定です。

なお、当社の社外取締役の独立性の判断基準は、別紙のご参考に記載しております。

4. 松山遙氏の戸籍上の氏名は加藤遙です。

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額改定の件

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額は、2018年6月26日開催の第9回定時株主総会において、年額300百万円以内(うち社外取締役分年額50百万円以内)と承認可決され今日に至っておりますが、本合併による経営規模拡大に伴う経営体制の変更等の諸般の事情を考慮いたしまして、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額を年額500百万円以内(うち社外取締役分年額50百万円以内)と改めることをお願いするものです。また、従来どおり当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役(監査等委員である取締役を除く)は4名(うち社外取締役1名)でありますが、第 1号議案「吸収合併契約承認の件」及び第4号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く)3名 選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本合併の効力発生日(2019年4月1日予定)には取締 役(監査等委員である取締役を除く)は6名となります(注)。

なお、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額改定の効力は、第1号議案「吸収合併契約承認の件」が原案どおり承認可決され、本合併の効力が発生することを条件として、その効力発生日(2019年4月1日予定)をもって生じます。

本議案につきましては、監査等委員会により妥当である旨の意見をいただいております。

(注) 当社の現在の取締役(社外取締役)である岩本永三郎は、本合併の効力発生を条件として、本合併の効力発生日(2019年4月1日予定)付で退任予定です。

Ⅲ. 商号の変更について

1. 変更の理由

当社は、本経営統合に伴い、その商号を「株式会社UKCホールディングス」から「株式会社レスターホールディングス」へ変更いたします。

2. 新商号(英文表記)

株式会社レスターホールディングス

(英文: Restar Holdings Corporation)

3. 変更予定日

2019年4月1日

Ⅳ. 定款の一部変更について

1. 変更の理由

「Ⅱ. 第3号議案1. 提案の理由」のとおりであります。

2. 変更の内容

「Ⅱ. 第3号議案2.変更の内容」とおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日2018 年 11 月 27 日 (予定)定款変更の効力発生日2019 年 4 月 1 日 (予定)

以上

[ご参考] 独立性の判断基準

当社は、社外取締役又は社外取締役候補者が、次の項目のいずれにも該当しないと判断される場合、 当該社外取締役又は社外取締役候補者は独立性を有しているものと判断します。

- 1. 当社及び当社の関係会社(以下、総称して「当社グループ」という)の業務執行者*1又は過去 10 年間において当社グループの業務執行者であった者
- 2. 当社グループの主要な取引先*2又はその業務執行者
- 3. 当社グループを主要な取引先とする者*3又はその業務執行者
- 4. 当社グループの主要な借入先*4又はその業務執行者
- 5. 当社の総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している株主又はその業務執行者
- 6. 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している会社の業務執行者
- 7. 当社又は当社の連結子会社の会計監査人である監査法人に所属する者
- 8. 当社グループから役員報酬以外に多額*5 の金銭その他財産を得ているコンサルタント、公認会計士、弁護士等の専門的サービスを提供する者(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には当該団体に所属する者)
- 9. 当社グループから多額の寄付又は助成を受けている者(当該寄付又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合には当該団体の業務執行者)
- 10. 当社グループの業務執行者が社外取締役又は社外監査役となっている会社の業務執行者
- 11. 上記2から8までのいずれかに過去3年間において該当していた者
- 12. 上記1から8まで及び11のいずれかに該当する者が重要な者*6である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族
- *1:業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者及び使用人をいう。
- *2: 当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の額の支払を当社グループに行っている者をいう。
- *3: 当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の 2%以上の額の支払を当社グループから受けた者をいう。
- *4: 当社グループの主要な借入先とは、直近事業年度末において当社グループの連結総資産の2%以上を当社グループに融資していたものをいう。
- *5:多額とは、個人の場合は年間 1,000 万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の年間連結売上高又は総収入の 2%以上をいう。
- *6: 重要な者とは、会社においては業務執行取締役、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職、 会社以外の団体においては当該団体に所属する者をいう。